

# 第1章 室戸市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

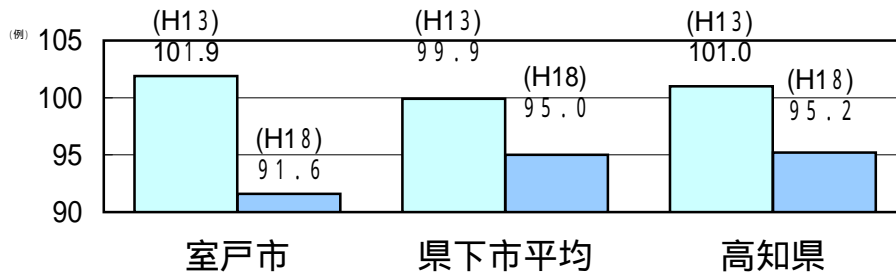
区分	住民基本台帳人口 (平成18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	18,038人	11,064,242千円	115,359千円	2,530,663千円	22.87%	22.40%

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)17年度平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	263人	1,013,693千円	108,197千円	434,170千円	1,556,060千円	5,916千円	5,956千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数である。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
室戸市	43.1 歳	334,800 円	361,900 円	350,900 円
高知県	44.2 歳	344,031 円	390,724 円	364,962 円
国	40.7 歳	325,724 円		383,541 円

技能労務職

区分	公務員					民間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B
室戸市	53.9 歳	16 人	376,500 円	387,325 円	384,927 円		53.9 歳	376,500 円
うち学校事務員	56.0 歳	8 人	399,925 円	407,668 円	407,668 円	用務員	56.0 歳	399,925 円
うち学校給食員	48.3 歳	3 人	323,267 円	336,667 円	336,667 円	調理師	48.3 歳	323,267 円
うち保育調理師	53.3 歳	5 人	371,020 円	386,600 円	377,500 円	調理師	53.3 歳	371,020 円
高知県	52.7 歳	248 人	345,083 円	373,931 円	359,223 円		52.7 歳	345,083 円
国	48.8 歳		287,094 円		320,514 円		48.8 歳	287,094 円

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
室戸市			
うち学校事務員	6,566,768.0 円	3,284,300 円	2.00
うち学校給食員	5,308,038.0 円	3,033,500 円	1.75
うち保育調理師	6,092,148.0 円	3,033,500 円	2.01

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。  
技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当(年間賞与)の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職員の基本給の平均である。  
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		室 戸 市		高 知 県		国	
一般行政職	大 学 卒	159,700	円	170,200	円	170,200	円
	高 校 卒	138,400	円	138,400	円	138,400	円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成19年4月1日現在)

区 分		経験年数5年以上10年未満		経験年数10年以上15年未満		経験年数15年以上20年未満	
一般行政職	大 学 卒	218,700	円	269,600	円	322,400	円
	高 校 卒	217,700	円	236,200	円	268,600	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、主事補	6 人	4.1 %
2 級	主事、技師	13 人	9.0 %
3 級	主任	22 人	15.2 %
4 級	班長、主幹	64 人	44.1 %
5 級	課長補佐	23 人	15.9 %
6 級	課長	17 人	11.7 %

- (注) 1 室戸市区町村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

室 戸 市		高 知 県		国	
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,654 千円		1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,874 千円			
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.42 月分 ( )月分 ( )月分		(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 ( 1.6 )月分 ( 0.75 )月分		(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 ( 1.6 )月分 ( 0.75 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%	

(2) 退職手当(平成19年4月1日現在)

室 戸 市				国			
(支給率)	自己都合	勤奨・定年		(支給率)	自己都合	勤奨・定年	
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分		勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分		勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分		勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
(退職時特別昇給	無 )						
1人当たり平均支給額	16,561 千円	27,997 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当(普通会計決算)

支給実績(17年度決算)	29,188 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	106 千円
支給実績(18年度決算)	25,100 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	95 千円

(4) 特殊勤務手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	4,347 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	64,880 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	25.4 %	
手当の種類(手当数)	7	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象事務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務業務に従事する職員で収納のため外勤を担当する職員	月額3,000円
福祉手当	福祉事務所に勤務する職員で直接生活保護を担当する職員	月額3,000円
防疫手当	感染症等防疫又は獣類の死体処理に従事した職員	日額1,000円
行旅病人同死亡人取扱手当	行旅病人の救護又は移送をする作業に従事した職員	1回1,000円
	行旅病人(無縁人骨の処理を含む。)を収容する作業に従事した職員	1回2,000円
消防手当	火災、救助、水防等のため緊急出動した消防職員	1勤務450円
夜間特殊手当	消防職員で深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に通信、受付等の勤務に従事した職員	2時間未満410円 2時間以上730円
救急出動手当	救急業務に従事した職員	1回300円
	救急救命士として業務に従事する職員	1回510円

(5) その他の手当 (平成19年4月1日現在)

手当名	国の制度との異同	支給実績 (18年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度普通会計決算)
扶養手当	同	31,441 千円	202,845 円
住居手当	同	8,026 千円	157,372 円
通勤手当		12,380 千円	67,650 円
管理職手当	同	8,700 千円	414,285 円
休日勤務手当	同	11,159 千円	429,192 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成19年4月1日現在)

区分		給料		月額		額等	
給料	市長	680,000	円	期末手当	(19年度支給割合)		3.0月分
	副市長	(717,000)	円				
	教育長	(629,000)	円				
		(581,000)	円				
報酬	議長	330,000	円	期末手当	(19年度支給割合)		3.0月分
	副議長	(330,000)	円				
	議員	(290,000)	円				
		(270,000)	円				
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)			
		給料月額×勤続年数×100分の400	10,880,000 円	任期毎			
		(給料月額×勤続年数×100分の450)	(12,906,000) 円	"			
	副市長	給料月額×勤続年数×100分の300	7,152,000 円	任期毎			
		(給料月額×勤続年数×100分の360)	(9,057,600) 円	"			
	教育長	給料月額×勤続年数×100分の200	4,568,000 円	任期毎			
	(給料月額×勤続年数×100分の270)	(6,274,800) 円	"				

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、改正(平成19年4月1日施行)を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額であり( )内は、改正(平成19年4月1日施行)を行う前の額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成19年	平成18年		
普通会計部門	議会	3	3	0	企画振興課と財政課の統合等 滞納整理課新設と税務収納担当減 市民館長の兼務、保育士の一般職への任用等 業務見直しによる減
	総務企画	42	44	2	
	税務	20	18	2	
	衛生	62	68	6	
	衛生	11	12	1	
	労働	0	0	0	
	農林水産	18	20	2	
	商工	4	4	0	
	土木	16	16	0	
	計	176	185	9	
	教育部門	26	28	2	社会体育班を生涯学習班へ統合等
	消防部門	50	50	0	
	小計	76	78	2	<参考>人口1,000人当たり職員数 人
計業公	水道	8	8	0	業務の見直しによる減
部等営	その他(国保、介護)	15	17	2	
門会企	小計	23	25	2	
合計		275	288	13	<参考>人口1,000人当たり職員数 人
		[ 312 ]	[ 356 ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況(平成19年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	9人	18人	22人	12人	11人	6人	11人	38人	18人	0人	145人

### (3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

#### 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
295人	250人	45人	%

#### (参考)「集中改革プラン」(H19年度見直し)における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	45人

#### 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

部門	区分	17年	18年	19年	17年～19年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目	計	数値目標
一般行政	職員数	197	185	176	21	170
	増減		12	9		
教育	職員数	30	28	26	4	24
	増減		2	2		
消防	職員数	49	50	50	1	48
	増減		1	0		
公営企業等会計	職員数	19	25	23	4	12
	増減		6	2		
計	職員数	295	288	275	20	250
	増減		7	13		

## 7 職員の勤務時間、勤務条件に関する状況

### (1) 勤務時間

一週間あたり40時間が勤務時間であり、公務の運営上の事情により特別な形態で勤務する必要のある職員(消防職員等)を除き、月曜日から金曜日までの5日間において、1日8時間としております。

一般的な勤務時間は、午前8時30分～午後5時30分(休憩時間は午後12時から1時)となっています。

### (2) 休暇

年次有給休暇として、1年に20日の休暇を付与しています。この休暇は1時間単位で取得することができます。

また、残余の休暇日数を翌年に20日を超えない範囲で繰り越すことができます。

職員の年次有給休暇の取得状況

平成17年度 平均使用日数	平成18年度 平均使用日数
12.8日	12.6日

この外に病気休暇、忌引、出産等の特別な事由による休暇(特別休暇)があります。

### (3) 分限及び懲戒並びに服務の状況

分限処分とは、一定の事由のある場合に、職員に不利益な休職・降任・免職の処分を行うことです。

懲戒処分とは、一定の義務違反に対して、職員に戒告・減給・停職・免職の処分を行うことです。

平成18年度分限処分対象者

平成18年度懲戒処分対象者

休職処分・・・1名 (心身の故障による)
-------------------------

該当者……………0人
------------

### (4) 職員研修及び勤務成績の評価(人事考課)の状況

職員に知識技能等を取得させ、資質向上と勤務能率の発揮及び増進させることを目的に研修を行っています。

また、人材育成と人事配置及び登用の参考とするために、職員の能力と適性の把握と評価を行っています。

研修 (平成18年度実績)

区分	受講者数	内容	具体的な研修事業名
室戸市主催研修	500	室戸市が主催し、外部講師等により職員向けに行う研修	防災、観光、人事考課研修
階層別研修	28	経験年数、役職別に、こうち人づくり広域連合が実施する研修	新採用職員、採用3・5年目職員、係長、補佐、課長研修等
特別研修	34	業務遂行力、個人能力向上のためこうち人づくり広域連合が実施する研修	企業決算、苦情対応、会計事務、広報技術、法制執務、危機管理、OJT、NPO協働、民法、エクセル、パワーポイント等
派遣研修	45	業務遂行力、個人能力向上のため他団体が主催する研修及び先進市町村への視察研修	給与実務、CAD、土木技術、食育推進、介護支援専門員、差別をなくする事業等
通信教育型研修		通信教育として自宅等で学習する研修	民法、労働法、地方行政実務等

人事考課

一般職の全職員(技能職、役職にない職員、班長以上の職員に区分し、直属の所属長(課長)が10項目での評定を行い評価します。考課の結果は、人材育成の資料として活用するとともに、人事配置や昇格等の職員登用の参考としています。

目標管理・能力考課による新たな人事考課制度の導入に向け全職員を対象とした試行を行っています。

### (5) 職員の福祉の状況

職員の健康確保と福利厚生のために、各種検診や互助会制度による厚生事業を行っています。

また、公務上の被災した職員については、地方公務員災害補償法に基づく補償が行われます。

検診・検査(平成18年度) 定期検診……………15人 人間ドック……………197人

互助会制度(平成18年度)

会員数	市の負担額	会員の掛金	事業内容
292人	6,449千円	6,448千円	医療費助成、死亡弔慰金、傷病・災害見舞金、結婚・出産等祝金、休養施設利用助成等

公務災害の発生状況(平成18年度)…………… 1件

## 技能労務職員の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

本市の職員数については、平成19年11月策定の室戸市集中改革プラン推進計画により、平成22年度の250名体制（平成19年度275名）に向け計画的に進めることとされており、行財政の効率化・スリム化に向け、小中学校や保育所の統廃合、学校給食の共同調理方式の実施などが進められているところです。

このような状況のもと技能労務職については、退職者不補充を基本に新規採用の停止を継続するとともに、現在批判の出ている給与水準の見直しも段階的に実施し、国の行政職俸給表（二）の適用を行うなどの適正化を実施します。なお、行財政の効率化・スリム化の対象となる職場に勤務する職員について、身分保障の観点からも一般職への任用を積極的に推進します。

### 具体的な取組内容

#### (1) 新規採用の停止継続について

技能労務職の新規採用については、平成7年の学校給食調理員の採用を最後として実施されておらず、今後も採用停止を継続します。

#### (2) 給料の適正化（給料表の改定）について

平成20年度からの改正（平成20年4月1日実施）

- ・4級制から3級制に改定する。
- ・改定の日の前日に4級に在級する職員は、3級に切替える。
- ・3級に切り替えられる職員の切替え日における号給は、その者の切替えの日における号給の額と同額又は直近下位の額の号給とする。

#### 今後の取組について

・行政職給料表（二）を国の行政職俸給表（二）の3級までの給料表に改定するよう協議を行う。

#### (3) 一般職への任用について

技能労務職員のうち、一般職への任用希望者には、身分保障の観点から、希望者に対し試験による一般職への任用を行います。